

情報ひろば 4月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

問 駅南庁舎高齢社会課
☎0857-20-3453
☎0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(☎12ページ)

【高齢者への配食サービス】

容 栄養バランスに配慮した昼食の提供(週3回まで) 対ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、調理が困難な人 ※提供が必要か否かを判断するため、身体状況などを調査します
料 1食500円(米飯含む) ※米飯なしは450円

【高齢者への日常生活用具購入費助成】

容 次の全ての条件に該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成
対▽対象者:①おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者②認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人③市民税が非課税の世帯
▽対象品目:電磁調理器(1台)、自

動消火器(2台まで)のどちらか1品目 額 電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請には購入日、申請者および販売店舗名の記入された領収書が必要です

【老人クラブへの助成】

容 高齢者自身の生きがいを高め、健康づくりやボランティアなど地域を豊かにする活動を行う老人クラブの活動費の一部助成 条 おおむね60歳以上の会員30人以上で組織されていること

特別養護老人ホームの入所要件が変わりました

平成27年4月から、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)および指定地域密着型介護老人福祉施設の新規入所要件が「原則要介護3から要介護5の人」に変わりました。ただし、次の要件に該当し、施設が設置する入所選考委員会で「自宅等で日常生活を営むことが困難」と認められる人は、要介護1・2でも入所の対象となります。

▽認知症や知的障がい・精神障がいがあり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
▽家族による深刻な虐待が疑われるなど、心身の安全・安心の確保が困難であること

日本赤十字社は、世界189カ国に設立されている赤十字社・赤新月社の1つとして、人道的任務を達成することを目的として活動しています。国内外の災害や紛争などにおいて、被災地での救護活動を行うとともに、本市でも、罹災者へのお見舞い品の提供、救急法の地域講習会への協力などを行っています。その活動は、市民のみならず、市民からの資金提供で支えられています。

【活動へ資金提供をお願いします】

赤十字事業に賛同し、毎年、資金協力していただく方による「社費」と、広くご提供いただく「寄付金」を併せて、「社費」として資金を募っています。今年度も、自治会・町内会を通じて

▽単身世帯、同居家族が高齢または病弱など、家族などによる支援が期待できず、地域での介護サービスや生活支援の供給も不十分であること

安心ホットライン事業(緊急通報受信サービス)

容 急病などの緊急時に通報する装置を設置し、通報を受信した際は協力員などが急行して容態確認などを行います。利用には協力員2人以上の登録が必要
対 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など
料 300円/月、または800円/月(所得に応じて異なります)
※平成27年2月4日から、通報受信センターの社名が「ALSOKあんしんケアサポート(株)」に変わりました

ひとり親家庭児童の入学支度金

対ひとり親家庭で平成27年4月に小・中学校に入学する児童のいる、所得税(平成25年中)非課税世帯(生活保護世帯は対象外) 額 1万円/児童1人
受 4月8日(水)~24日(金) 持 印鑑

重度障がい者(児)タクシー利用助成

平成27年度の重度障がい者(児)タクシー利用券(水色)を交付します。利用券(初乗り運賃相当分)は、月当たり4枚、申請月から平成28年3月まで

認知症の人と家族の集い

時 4月10日(金)10:00~12:00
所 さなか会館(富安二丁目)
容 本人や家族が認知症の問題や介護悩みなどの情報交換をしながら交流をする場 料 無料
問 鳥取中央地域包括支援センター
☎0857-20-3456
☎0857-20-3404
認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター
毎週月~金 10:00~18:00
☎0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎0857-39-1151

での月数に応じた枚数をお渡しします(4月に申請の場合は、4枚×12カ月=48枚)。なお、平成26年度の利用券(黄色)は、4月以降は利用できません。
対 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者で、4月時点で平成25年所得に係る所得税が非課税で、かつ、平成26年度の個人市民税が非課税の人。
※なお、平成27年7月以降に新たに要件に該当となる場合は、相談ください。

問 駅南庁舎障がい福祉課
☎0857-20-3474
☎0857-20-3406
各総合支所市民福祉課(☎12ページ)

国民年金保険料が変わります

■平成27年度は、月額1万5590円です
国民年金保険料は平成29年度まで毎年段階的に引き上げられます。平成27年度の保険料は1万5590円(前年度から340円引き上げ)です。
※納付書(一括払い用納付書も同封)は、4月上旬に日本年金機構から郵送されます。

■学生納付特例の手続きはお早めに
学生を対象に、保険料の納付を猶予(延期)する学生納付特例制度があります。新たにこの制度の適用を受けようとする人は、下記のものを持参のうえ、市役所駅南庁舎保険年金課(22番窓口)または、各総合支所市民福祉課で申請してください(住所を市外にしている場合は、住所地の市町村役場で手続きしてください)。

必要なもの
・年金手帳または年金保険料納付書
・学生証または在学証明書(申請年度に発行のもの)

※本人以外が届け出する場合は、本人の印鑑と窓口で手続きする人の身分証明書(免許証など)が必要となります。

※特例期間は障害基礎年金などの受給資格対象期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。特例を受けてから10年以内は納付(追納)できますので、早めの納付をお勧めします。なお、その場合、3年度目以降は保険料に猶予期間の利息相当額が加算されます。

問 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
駅南庁舎保険年金課
☎0857-20-3484 ☎0857-20-3407

こころの病気でリハビリ中の人へ

~デイケア(サロン)に参加してみませんか?~
対 象 精神科通院中の方、人の中に出るのが苦手な人など
内 容 レクリエーション、学習会、相談など
下記の3地域で開催しますので、気軽に参加してください。また、生活のしづらさや困りごとなどがありましたら随時ご相談ください。
▶東部地域(鳥取・国府・福部)デイケア
と き 毎週火曜日 13:30~15:00
と ころ さわやか会館(富安二丁目)
問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎0857-20-3474 ☎0857-20-3406
鳥取東健康福祉センター・福部町総合支所市民福祉課(☎12ページ)

▶南部地域(河原・用瀬・佐治)デイケア(要予約)
と き 毎月1回(金曜日)開催月により会場及び時間が異なります。
問 河原・用瀬・佐治町総合支所市民福祉課(☎12ページ)
▶西部地域(気高・鹿野・青谷)デイケア(要予約)
と き 毎月1回(木曜日)開催月により会場及び時間が異なります。
問 気高・鹿野・青谷町総合支所市民福祉課(☎12ページ)

ミニ講座のご案内
☆各地域に出張し、こころの病気についての啓発講座を開催
人数の多少にかかわらず、小グループでも開催いたしますので、ご希望の地域でお申し込みください。講師(精神科看護師など)派遣料は不要です。
問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎0857-20-3474 ☎0857-20-3406